

25

兵庫

阪神 尼崎 2008年(平成20年)6月6日(金)

毎

阪 神

阪神支局
〒660-0892 尼崎市東難波町5の16の29
TEL 06(6482)1221
FAX 06(6482)5456
hanshin@mbx.mainichi.co.jp
【ご購読は】
□ 口田花丹塚宮西
06(6429)1354 06(6491)3483 06(6416)0574 072(775)5056 0797(86)2845 0798(22)3162 0797(25)1361 072(759)2498
□ 折り込み広告は】
06(6419)2850
【広告のご用は】
078(371)3231

尼崎市東園田町の
「東園田町会」(約2
500世帯)はこのほ
ど、水害などに備えた
「東園田地区避難所マ
ップ」を作成した。マ

完成したマップを示す古川さん=尼崎市役所で

東園田町会が避難所マップ

尼崎 民間施設と独自に協定も



マップづくりの過程では、マンションや阪急園田駅など民間施設を使って使わせてもらつよう独自の協定も結んだ。県防災計画局も「非常に珍しい取り組みだ」

同地区は藻川と猪名川にはさまれた中州で、地震が低いため水害の危険が高く、06年の集中豪雨では、1・3・4世帯が床上・床下浸水する被害が出た。同

町会はお年寄りの避難と評価している。同地区は藻川と猪名川にはさまれた中州で、地震が低いため水害の危険が高く、06年の集中豪雨では、1・3・4世帯が床上・床下浸水する被害が出た。同

避難訓練を実施するなどしてきた。町会はお年寄りの避難と評価している。同地区は藻川と猪名川にはさまれた中州で、地震が低いため水害の危険が高く、06年の集中豪雨では、1・3・4世帯が床上・床下浸水する被害が出た。同

避難訓練を実施するなどしてきた。町会はお年寄りの避難と評価している。同地区は藻川と猪名川にはさまれた中州で、地震が低いため水害の危険が高く、06年の集中豪雨では、1・3・4世帯が床上・床下浸水する被害が出た。同

【幸長由子】

こうした活動の中から、町内5カ所の市指定避難所までは、遠い人だと健脚でも15分以上かかるなどの問題点が浮かんだ。そこで、それぞれの地区で一時的に避難するための場所を設定することにした。避難所は、それぞれの地区的町会役員らが実際に歩いて見つけ、所有者と交渉。阪急園田駅の2階改札前や市営住宅など13カ所と協定を結んだ。

マップは周辺の約1万6000世帯に配布予定。古川育宏会長は「地球温暖化で大規模な災害がいつ起きるか分からぬ。地図をきっかけに、住民に防災の意識を持つてほしい」と話していた。

尼崎市北部の「東園田町会」

同地区は猪名川と藻川に囲まれた中州にある。

した。

二〇〇四年十月の台風23号でも被災に遭り、毎年

(セ)

水害訓練を行なうが防災活動に力を入れている。

い。

各家庭

は災害への意

識を持つておらず、この

マップがほかの地区のモ

デルになればいい」と話

してしまった。

住民が主体となり、昨年四月から、市指定の避難所が遠かったり道路が寸断されたりして行けない場合を想定し、より身近な場所に一時的な避難所を選んだ。

マップはA3判の両面

刷。

同地区的地図上に、

市指定の避難所になって

いる五小中学校などに加え、住民らが企業やマンション管理会社に協力を求めて選んだ十三カ所を明記。空き部屋や廊下などの共用スペースの利用を想定した高層マンションや阪急園田駅などで、マップにはほかに、災害時の避難グッズや地域の取り組みのは珍しいといい、同地区の全一万六千世帯に配布する。

完成した避難所マップを手にする古川会長＝尼崎市役所

住民手づくり 災害マップ

災害時に住民らに迅速に避難してもらおうと、尼崎市北部の東園田地区の自治会「東園田町会」が避難所や避難経路などを記したマップを作った。市が指定する避難所だけでなく、住民らが選んだ十三カ所を加えていたのが特徴。地図の避難所マップ作りに住民自ら取り組むのは珍しいといい、同地区の全一万六千世帯に配布する。

(山下智貴)

道路寸断など
非常事態想定
身近な一時避難所も



○草津市建築物の浸水対策に関する条例

平成18年6月30日
条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、集中豪雨等による建築物およびその利用者の被害を未然に防止するために、市と市民および事業者の責務を明らかにするとともに、建築物の浸水対策に関する必要な事項を定め、もって市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者および市内に存する土地または建物の所有者および管理者をいう。
- (2) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む者をいう。
- (3) 浸水のおそれのある区域 浸水の発生が予想される区域として規則で定める区域をいう。
- (4) 特定建築物 防災活動の拠点となる施設、草津市地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき作成された計画をいう。)に定める避難所、広域避難所等で規則で定めるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、水害に強いまちづくりを推進するために、建築物の浸水対策に関する指針を定めるものとする。

2 市は、浸水のおそれのある区域および前項に定める指針の情報提供を行い、市民および事業者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

3 市は、市が設置し、または管理する建築物の浸水に対する安全性の確保その他の浸水対策を行うよう努めるとともに適切な維持保全に努めるものとする。

(市民および事業者の責務)

第4条 市民および事業者は、水害に強いまちづくりについての理解と関心を深め、自らの責任において、建築物の浸水に対する安全性の確保その他の浸水対策を行うよう努めるものとする。

(特定建築物の安全の確保)

第5条 特定建築物を建築しようとする者は、規則で定める浸水対策上必要な措置を講じなければならない。

2 既存の特定建築物を所有し、または管理する者は、前項に定める措置を講ずるよう努めるものとする。

(届出)

第6条 特定建築物、浸水のおそれのある区域内において地下室(建築物の周囲の地面もしくは道路面より低い位置に床を有する建築物または建築物の部分で居室、倉庫等の用に供するものをいう。)を設ける建築物または建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第34条第2項の規定に基づき非常用エレベーターを設置する建築物を建築しようとする者は、法第6条に定める確認申請書または法第18条第2項に定める計画通知を提出する日までに、規則で定めるところにより、浸水対策の内容を市長に届け出るものとする。

(助言および指導)

第7条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る浸水対策について、必要な助言および指導を行うことができる。

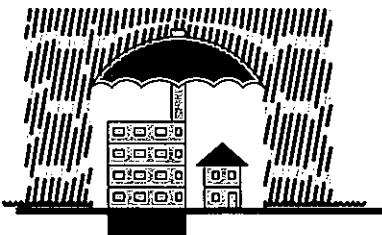
(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成18年9月1日から施行する。ただし、第5条第1項および第6条の規定については、この条例の施行の日以後に確認申請書または計画通知が提出される建築物について適用する。

大雨に備えた建物をつくりましょう！



平成18年9月1日から、
「草津市建築物浸水対策に関する条例」
が施行されました。

近年、集中豪雨等の増加による災害が、全国的に頻発しています。水害が発生しますと、建物の被害はもちろん、生活に大きな支障が生じ、回復するのに相当な時間がかかります。もし、これから、建物を新築、改築したり設備の改修等をお考えであれば、ぜひ、浸水対策を考慮した設計をお考えください。

条例の仕組

市の責務

浸水のおそれのある区域や浸水対策の整備指針等の情報提供に努めます。市の建築物の安全確保に努めます。

市民・事業者の責務

市の提供する浸水に関する情報をもとに、自らの責任において浸水に対する安全性の確保その他の浸水対策を行なうことが求められています。

特定建築物の建築主の責務

特定建築物を建築しようとする場合は、浸水対策の整備基準に適合するようにしなければなりません。

浸水のおそれのある区域

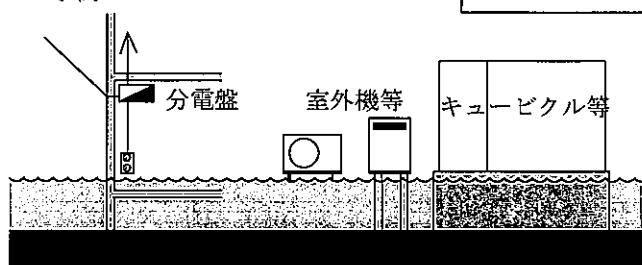
琵琶湖・野洲川・草津川における浸水予測区域を示したものです。

※この区域は、下記窓口やホームページで閲覧することが出来ます。
窓口：草津市産業建設部河川課
：草津市産業建設部建築指導課
ホームページ
<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

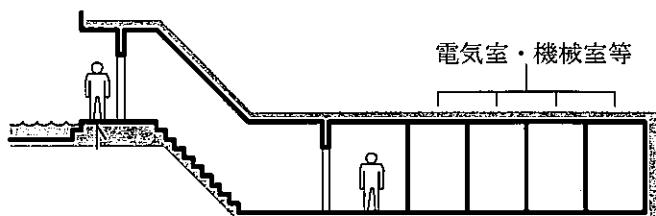
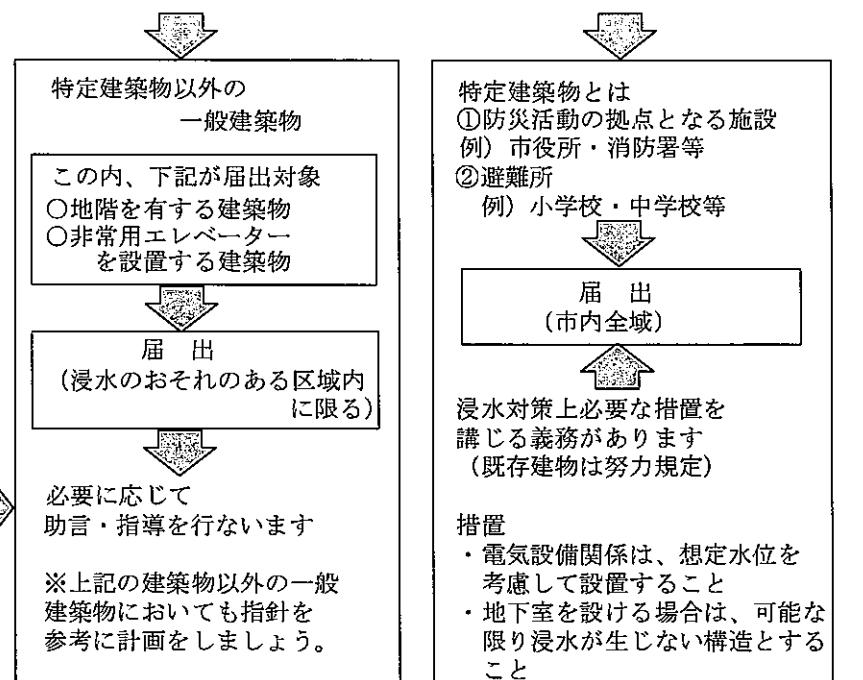
浸水対策の整備指針

○床上浸水を未然に防ぐ
○生活を守る
○財産等を守る
○設備等を守る
○地下空間を守る
※整備指針は、建築指導課のホームページで公表しています。

<事例>



設備機器等を事前に上げておく



地下への浸水を事前に防ぐ

【問合せ先】 草津市産業建設部建築指導課審査指導グループ Tel077-561-2378 Fax077-561-2486
〒525-8588 滋賀県草津市草津3丁目13-30 草津市役所 4階

草津市建築物の浸水対策整備指針

1 目的

この指針は、草津市建築物の浸水対策に関する条例（平成18年草津市条例第27号）第3条第1項の規定に基づき、建物を建築（増築、改築、改修を含む。以下同じ。）する場合の、具体的な整備指針を定めることにより、浸水による建築物およびその利用者の被害を未然に防止し、もって市民等が安心して暮らすことができる安全なまちづくりの実現に資することを目的とします。

2 適用範囲

- (1) この指針は、市内で建築される全ての建築物を対象とします。
- (2) この指針は、市民および事業者に対し、浸水対策についての参考となる手法等を示すものであり、何ら義務を負わせるものではありません。したがって、市民および事業者に対し、その自発的な対策を促すための指針とするものです。

3 浸水対策を考慮した設計の基本

(1) 事前調査

草津市建築物の浸水対策に関する条例に規定している浸水のおそれのある区域図を参考に、建築する場所が浸水した場合に想定される水深（以下「想定水位」という。）を確認してください。

なお、浸水のおそれのある区域は、現時点で明らかにされているものだけです。この区域以外の場所でも中小河川の氾濫等による浸水も予測されますので留意する必要があります。

(2) 浸水対策

① 床上浸水を未然に防ぐ

I 敷地を嵩上げする（盛土）	盛土を行い、敷地全体を想定水位以上に嵩上げして、浸水を防ぐ方法です。（階段やスロープを設ける必要があります）
II 敷地を囲む	塀や門扉などを防水能力のあるものにすることで、浸水を防ぐ方法です。防水能力が期待できない部分は土嚢等で補う方法もあります。
III 高床式にする	コンクリートの基礎を高くして、想定水位よりも床レベルを高くする方法です。床下部分は、浸水後の排水が容易にできるように計画することも浸水後の対応として有効です。
IV 建物の外壁で防御する	想定水位以下の建物の外壁を防水性のあるものにすることで浸水を防ぐ方法です。玄関などの開口部には十分な止水機能を持たせる必要があります。設備などの配管経路などにも配慮する必要

	があります。ただし、木造住宅の場合、自重が軽いので浮力を考慮する必要があります。
V その他	既存建築物で、現時点での改修等の予定がない場合は、土嚢を常備しておくなど不斷の心がけが大切です。 通常、土嚢は、土等を袋の中に詰めて使用するので土や収納場所が必要であることから、最近では、吸水時に膨張する土嚢の代用品も開発されています。

② 床上浸水に備える

I 人命を守る	避難することができなかった場合、想定水位によっては、平屋の住宅等では屋根上に一時的に避難できるような配慮が必要です。例えば、開閉式の天窓などが考えられます。
II 生活を守る	<ul style="list-style-type: none"> 床上浸水すると、1階に設けた寝室や便所、台所などが使用出来なくなり基本的な生活が困難になります。このことから、2階部分に便所やミニキッチンを設けると、万一のときに安心です。 病院や災害弱者が利用する施設は、病室等を配置する場合は想定水位に留意することが必要です。 分電盤や端子盤を想定水位より上に設けるとともに、1階部分とその他の階の回路を別回路にしておくことも有効です。また、コンセント等の出力端子の高さにも注意が必要です。 非常用の電気設備を設ける場合は、給水や下水のポンプ等の保安負荷も合わせて計画することが停電時に有効です。
III 財産等を守る	<ul style="list-style-type: none"> 床上浸水すると、さまざまな物を破棄することになります。住宅であれば1階の家財を守るために浸水時の移動場所の確保や2階に上げるため階段を広くするなどの方法があります。 特に大切な家財や記録情報などは、1階に置かないこともあります。
IV 設備等を守る	<ul style="list-style-type: none"> 受変電設備がある場合は、想定水位より上に設けることで浸水時の停電を防ぐことができます。 非常用の電気設備も想定水位より上に設けることも有効です。 空調機器、給湯機器、給水ポンプ、コンピュータ設備など、水につかると故障や貴重なデータが無くなる恐れのあるものは、想定水位より上に設置することで守ることができます。 建物が浸水した場合、配水管などには空気が満たされており、浮力が働きます。このため、配管が浮き上がって移動し、継手

	<p>等を壊してしまったりします。このような事態を避けるために、配管等は建物に固定しておくとよいでしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物を設置している場合は、必要に応じて流出防止に配慮しなければなりません。
V 材料や構法などを工夫する	<ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水した場合、建築時に建物の材料や構法を工夫しておくことで、被害を軽減することができます。 ・床下浸水でも、布基礎やべた基礎の場合、床下に侵入した水や泥を早急に排水する必要があることから、床下の土間に水勾配をつけて排水口を設けておくことが有効です。 ・耐水性のあるもの、吸水しても再利用できるもの、壁に水が入った場合、水の抜けやすい、乾燥しやすい材料や構法を用いておくことも有効です。

③ 地下空間への浸水による被害を未然に防ぐ

I 地階を利用する者が避難しやすくする	<p>(1) 地下空間にいる者に対し避難が必要なことを周知させる放送設備等を設けることが必要です。ただし、地下空間の面積が小さく、かつ、多数の区画に分かれていないことにより、容易に避難を周知できる場合にあってはこの限りではありません。</p> <p>(2) 前号の周知により避難を完了するまでの間、地下空間にいる者の避難経路となる居室、廊下等の各部分ごとに、安全に避難できるように、浸水が生じないようにする必要があります。</p> <p>以下の措置は、地上からの浸水開始時間を遅らせることを目的としています。適切なものを選択し、浸水を遅延させることにより、避難可能なルートを確保してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地下への出入口をマウンドアップする。 ② 地下空間への流入口となり得る地上の出入口に防水板を設置する。 ③ からぼり（ドライエリア）、換気口、明り取り窓等を設ける場合には周囲を立ち上げる。 ④ 地上からの直通出入口を閉鎖する。 ⑤ 地下空間に入る前室を拡張する。 ⑥ 土嚢等の敷設のための準備態勢の整備をする。 <p>(3) 避難経路となる階段は、地下空間にいる者が避難を終了するまでの間、階段上を安全に避難できないほど激しい流れが生じない構造にする必要があります。</p> <p>(4) 避難に必要となる経路上にある扉は、避難が終了するまでの間、常に開けた状態で留め置く。</p>
---------------------	---

	<p>間、水圧により開けることが出来なくならないように設けてください。</p> <p>(5) 避難は、昇降機その他浸水により使用できなくなるおそれのあるものを使用せずに行なうができるよう計画する必要があります。</p> <p>(6) 地階にいる者が避難するまでの間、照明または非常照明が点灯していることが必要です。</p> <p>(7) 地下への浸水による漏電防止等の対応が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 漏電遮断装置を設置する。 ② コンセント等の出力端子を高位置に設置する。
II 浸水を可能な限り生じさせない構造とする	<p>地下空間の用途によっては、浸水することにより受変電設備や非常用の電気設備その他の電気機器類のように機能の停止や障害を起こしたり、帳簿、写真、図書、電子情報媒体等の情報が流出し、改修・復旧のための費用・時間の損失等の被害が甚大になることが予測される場合があります。以下の措置は、このような水害に対し「浸水しないこと」を目標にしたものです。</p> <p>(1) 建物の開口部（出入口を除く。）は、想定水位以上の高さに設ける。</p> <p>(2) 出入口には、想定水位以上の高さの防水板等を設ける。</p> <p>(3) 防水板等は、次の構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 浸水を自動的に感知し、自動的に作動するものであるか、または、管理者等によって容易に設置できるもので、かつ、浸水を管理者が覚知できる措置が講じられているもの。 ② 想定水位高さの水圧に耐える強度および水密性を有するもの。 <p>(4) 防水板等が有効に機能するまでの間に地下空間に浸水するおそれのある場合にあっては、マウンドアップ等による浸水防止措置を講じる。</p> <p>(5) からぼり（ドライエリア）を設ける場合にあっては、からぼりの周囲の高さは想定水位以上とするか、からぼりに面して設けられる開口部を防水板等により浸水を防ぐ構造とする。</p> <p>(6) 排水口は逆流が生じない構造とする。</p> <p>(7) 防水板等が設置された場合においても建物内に存する者の避難が可能な構造とする。</p>

この指針は、浸水対策の観点からのものであり、耐震性やバリアフリーといった他の観点からの判断を総合的に考慮したものではありませんので、浸水対策を計画される場合にはこの点を留意の上計画をしてください。

※この指針は、下記の資料をもとに草津市独自の内容を追加し作成したものです。

- (1)「家屋の浸水対策マニュアル」編集・発行 財団法人 日本建築防災協会
- (2)「地下空間における浸水対策ガイドライン」編集 財団法人 日本建築防災協会

○一関市災害危険区域に関する条例

平成17年9月20日
条例第205号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条の規定に基づき、災害危険区域を指定し、同区域内における一定水位以下の出水による災害を未然に防止するため、建築物の敷地及び構造に関する制限を行い、もって地域住民の安全を図ることを目的とする。

(災害危険区域の指定)

第2条 災害危険区域として指定する区域は、別表のとおりとする。

(災害危険区域の表示)

第3条 災害危険区域は、図面及び標識杭により表示する。

2 図面は、平面図(縮尺2,500分の1以上)とし、本庁並びに花泉支所及び川崎支所に備えておいて縦覧に供する。

3 標識杭は、市長が場所を指定して設置する。

(高さの基準)

第4条 この条例に規定する標高は、東京湾中等潮位を基準として定める。

(建築物の建築の禁止及び制限)

第5条 災害危険区域内においては、住宅、併用住宅、共同宿舎、寄宿舎又は下宿その他常時住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。

(1) 地盤面の高さを災害危険区域ごとに別表区域の欄に規定する標高以上として建築するもの

(2) 主要構造部(屋根及び階段を除く。)を鉄筋コンクリート造又はこれに準ずる耐水構造とし、災害危険区域ごとに別表区域の欄に規定する標高に0.5メートルを加えた高さ未満の部分を住居の用に供しないもの

(3) 基礎をコンクリート造又はこれに準ずるものとし、その高さを災害危険区域ごとに別表区域の欄に規定する標高に0.5メートルを加えた高さ以上として建築するもの

(制限の解除)

第6条 前条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(1) 災害危険区域の指定の際に現に建築されている建築物を増築し、又はその一部を改築する場合

(2) 工事等のために必要とする宿舎その他これに類するもので存置期間が6月末満のものを建築する場合

(3) その他季節的な仮設のもの等で市長が周囲の状況からやむを得ないと認める場合

附 則

この条例は、平成17年9月20日から施行する。

附 則(平成18年条例第81号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

別表(第2条、第5条関係)

災害危険区域

地区名	区域
舞川	字不動塚及び字小和巻の標高27.9メートル以下の区域
	字河賀慶の標高27.1メートル以下の区域
	字番台、字駒ヶ峯、字根岸及び字荷掛場の標高26.6メートル以下の区域
弥栄	字川底の標高24.6メートル以下の区域
	字小間木の標高24.3メートル以下の区域
川崎町門崎	字銚子の標高24.6メートル以下の区域
川崎町薄衣	字町裏、字法道地、字久伝、字須崎、字矢作前、字砂子田、字高館、字六反、字大清水、字玉崎、字御手洗及び字千石の標高18メートル以下の区域
	字古館の標高23.5メートル以下の区域
	字畠の沢の標高23.4メートル以下の区域
	字南新山及び字石船渡の標高23.1メートル以下の区域
	字上巻の標高22.9メートル以下の区域
花泉町日形	字下巻の標高22.7メートル以下の区域
	字沼田の標高22.5メートル以下の区域

	字中神の標高21.9メートル以下の区域
	字下清水の標高20.4メートル以下の区域
花泉町老松	字沼野沢及び字小沼の標高19メートル以下の区域
花泉町永井	字川の口の標高19メートル以下の区域 字大森の標高18.5メートル以下の区域

愛知県 碧南市

建物の建設・改造などの補助金

(参考資料) 住宅関連融資・助成制度
詳細は担当課でご確認ください。

1 高齢者住宅改善費補助金

介護保険の要介護認定を受けた要介護者・要支援者あるいは、65歳以上で心身の障害又は疾病により日常生活を営むのに支障がある人の住宅の改善に対する補助金。 [担当] 高齢介護課

2 障害者住宅改善費の補助

在宅の身体障害者(1~3級視覚障害及び下肢・体幹不自由者)で介護保険の要介護又は要支援の認定された人で、居室、浴室、トイレなどを障害者用に改善又はこれらの安全のために必要な設備の取付けに要する経費を50万円まで補助する制度。新築・増築は除く。

[担当] 福祉課

3 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

主に居住の用に供する建物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に50人槽以下の小型合併処理浄化槽を設置する場合に、設置費用の一部を補助する制度。

建築確認通知書を添付して申請する必要があります。

[担当] 環境課

4 生ごみ堆肥化容器購入費補助金

市内に住んでいる人が、市の承認した市内の販売店から生ごみ処理機・コンポストを購入した場合に対象となる。販売店にて申請書を記入、押印すると補助金分を差し引いた金額で購入できる。

[担当] 環境課

5 生垣設置奨励補助金

新しく生垣を作る場合やブロック塀などを取り壊して生垣を作る場合、設置費用の一部を補助する。

その場合

- ①公道に面した場所(幅員が5m未満の場合は、中心より2.5m以上離れた場所)
- ②延長が5m以上
- ③常緑樹で1m当たり2本以上
- ④樹木の高さが住宅用で60cm以上、店舗用は30cm以上。

[担当] 公園緑地課

6 住宅かさ上げ工事資金利子補給金

過去5年以内に水害を受けた住宅又は水害の恐れがあると市長が認めた区域の住宅を金融機関の融資(600万円上限)

を受けてかさ上げ工事をした場合、補給金の額は年間償還額に対し年6%(融資を受けた資金の利率が年6%未満の場合は当該利率)

を乗じた額以内。期間は償還開始月から5年以内。施工前に住宅かさ上げ工事認定申請書に添付書類添え提出。市町村税の滞納がない

こと。かさ上げ工事は、住宅の床面を従前より20cm以上がさ上げする工事。

[担当] 建築課



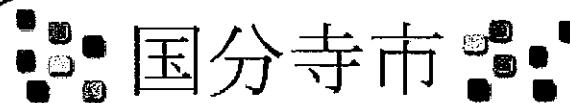
[トップページ](#)[グループのトップ](#)[検索画面へ](#)[サイトマップ](#)[問い合わせ](#)

高浜市民生活安定資金信用貸付保証制度

2008/7/1更新

高浜市民の方で、生活のため必要とする資金を調達することが一時的に困難な時、または市内に自己の居住用として、土地を購入または住宅を新築・増改築しようとする時必要な資金の融資斡旋を行い、生活の安定向上を促進する制度です。

資格	1 市内に居住している者(特別貸付にあっては、高浜市内に居住用資産を購入しようとする者を含む)で、かつ、同一事業所に1年以上在職し、引き続き勤務する者または、平成13年11月1日以降に事業所の倒産、閉鎖または業務縮小に伴い非自発的に離職した者であること。		
	2 同居または1年以内に同居しようとする親族(事実上婚姻と同様の事情にある者または婚姻の予約者を含む)があること。		
	3 高浜市民生活安定資金の融資を現に受けていないこと。		
	4 借入金の返済見込みが確実であること。		
	5 税を完納していること。		
	6 申込時の年齢が満20歳以上65歳以下であること。(かさ上げ工事及び耐震補強工事の場合にあっては、申込時の年齢が満20歳以上であること)		
要件	1 生活改善のため必要なとき。		
	2 育児・介護休業中の生活費に充てるとき。		
	3 病気その他災害による不時の出費に充てるとき。		
	4 住宅を改築するとき。(改築の床面積は、改築しない部分を含めて220m ² 以下のものに限る)		
	5 住宅を増築するとき。(増築の床面積は、既設部分を含めて220m ² 以下のものに限る)		
	6 住宅を増改築するとき。(増改築の床面積は、改築しない部分を含めて220m ² 以下のものに限る)		
	7 住宅を新築または購入するとき。(住宅の床面積30m ² 以上220m ² 以下に限る)		
	8 住宅の新築に必要な土地を購入するとき。(駐車場を含む330m ² 以下に限る)		
	9 <u>既設住宅を水害防御の目的でかさ上げするとき</u> 。		
	10 耐震診断に基づいて耐震補強工事をするとき。		
	11 災害防止工事をするとき。		
	12 土地付中古住宅を購入するとき。		
融資の種類	普通貸付	特別小口貸付	特別貸付
	生活改善資金として育児・介護休業中の生活資金	住宅改築資金として	住宅の新築・増改築・改築・購入、土地購入かさ上げ工事、災害防止、耐震補強工事資金として
	金額	100万円以内	400万円以内
	期間	3年以内	15年以内
保証人	1人以上	1人以上	1人以上



Kokubunji City Official Site



市民防災まちづくり学校

くらしの安全課防災まちづくり係(内線511)

「市民防災まちづくり学校」は、「市民が、安全で住みよいまちづくり・地域社会づくりに关心を寄せ、これに積極的に関与していくための学習の場」として開講しています。

前身である「防災学校」は、昭和53(1978)年に開講され、その後「防災まちづくり学校」から「市民防災まちづくり学校」へと名称を変更し、今年度で27回目の開講となります。

「防災学校」として開催されていた当時は、浸水害・震災・火災への備えを中心に初期消火法、応急救護法などを学習していましたが、「防災まちづくり学校」と名称を変更し、都市計画や建築、開発事業など、まちづくりについての学習などもするようになりました。

現在の「市民防災まちづくり学校」は、主に午前中が講義、午後はまち歩きや施設見学などを中心として構成されており、知識だけではなく体験学習なども含めた講座内容となっています。これらの講座は、主に以下の点を目的とした内容になっています。

- (1) 防災意識の啓発と普及、かつ災害に強い人づくり、まちづくりのために
- (2) 健全な生活環境の形成と保全に关心を深め、これを自ら実践する市民のために
- (3) 地域社会におけるまちづくり活動のリーダー育成のために
- (4) 防災都市づくりや計画的なまちづくりへの認識と理解のために

“学校”というかたい言葉を使ってはいますが、防災まちづくりは難しいことではありません。まちの安全や住みよさについて、防災を中心としつつ、環境やまちづくりの視点を交えながら、講座や見学会を通して、一緒に考えてみませんか。

※毎年5月に、市報において受講生の募集を行います。(定員50名)



市民防災まちづくり学校

● PDFファイルのダウンロード

平成19年度 第27回市民防災まちづくり学校 講座予定表

回	開講日 会場	学習事項	午前(9:30~12:00)		午後(1:00~4:30) 見学会など
				講師	
1	6月23日(土) ひかりプラザ	国分寺市の 概要と災害危険			開講式 国分寺市はどんなまち・オリエンテーションなど
2	7月28日(土) スポーツセンター	国分寺市の 安全対策	災害危険診断地図	都市計画課	地域防災計画
			防災まちづくりのすすめ	都市計画課	防災施設見学(けやき公園など)
			市民防災推進委員会と防災まちづくり推進地区	市民防災推進委員会 防災まちづくり推進地区	くらしの安全課 国分寺市の防犯
3	8月25日(土) ひかりプラザ	水とくらしと安全	国分寺市の上水道	水道課	施設見学(バスにて移動)
			国分寺市の地下水と湧水	設計計画水系デザイン 研究所	浄水場、ふれあい下水道館
4	9月11日(火) いきいきセンター	都市環境とみどり	国分寺市の“みどり”的現状	緑と水と公園課	市内見学(バスにて移動)
			農地の現状	経済課	日立中央研究所内、姿見の池、真姿の池湧水群、 エックス山、3・4・6号線 五日市街道、農地
			みどりの効果	東京都環境科学研究所	
5	10月16日(火) 市民プール	都市生活と生活環境	清掃センターの見学	ごみ対策課	施設見学(バスにて移動)
			家庭ゴミの流れ		二ツ塚廃棄物広域処分場・エコセメント工場など
6	11月10日(土) いずみホール	まちづくり、 都市づくり	国分寺市の都市計画・都市づくり	都市計画課	市内見学(徒歩)
			まちづくりの色々		国分寺の地形・開発事業等対象地区など
7	12月8日(土) 市役所	我が町の現状を知る	防災診断地図とは?	まちづくり コンサルタント	防災診断地図づくり(ワークショップ)
			まち歩き		発表とまとめ
8	1月12日(土) 本町・南町地域センター	災害事例と災害危険	ビデオ「阪神・淡路大震災」	都市計画課	市内見学(徒歩)
			地震灾害から学ぶ		南町、泉町、東元町周辺、殿ヶ谷戸庭園
9	2月9日(土) ひかりプラザ	住まいの安全対策	家庭の安全対策	都市計画課	一般住宅を地震破壊から守る
			火災とまちづくり		我が家家の耐震診断(ワークショップ)
10	3月1日(土) ひかりプラザ・立川防災館	生活安全講習	普通救命講習	国分寺消防署	立川防災館へ移動・体験学習(バスにて移動)
					初期消火法、地震体験、煙体験
11	3月22日(土) Lホール	私にとっての防災、 そして、まちづくり			意見交流会(1年をふりかえって) 閉講式

○国分寺市民防災推進委員設置規程

昭和55年8月27日
規程第113号

(推進委員の設置)

第1条 市長は、市民主体の防災まちづくり活動(以下「市民防災」という。)を総合的に進めるため、国分寺市民防災推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

(平成20年訓令第4号・全改)

(推進委員の役割)

第2条 推進委員は、市と協力して主体的に地域における市民防災を推進していくものとする。

(平成20年訓令第4号・追加)

(推進委員の認定)

第3条 推進委員は、次に掲げるものの中から、本人の申出又は地域の団体及び市の推せんにより、市長がこれを認定する。

- (1) 市が開設する市民防災まちづくり学校(以下「防災学校」という。)を修了した者
- (2) 前号に規定する者と同程度以上の防災問題への理解と積極性をもった者
- (3) 地域の団体において、現に市民防災を推進していく立場にある者

2 市長が認定する推進委員については、国分寺市民防災推進委員認定書の発行、国分寺市民防災推進委員表示板及びこれを象徴する腕章を交付する。

(平成9年3月4日・一部改正、平成20年訓令第4号・旧第2条繰下・一部改正)

(推進委員の公表)

第4条 推進委員の氏名は、市報等により公表し、市民への周知を図る。

(平成20年訓令第4号・旧第3条繰下)

(推進委員の活動)

第5条 推進委員の活動は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域における市民防災の活性化及び市民主体による自主防災組織の形成とその指導に関すること。
- (2) 市民防災の発展に寄与する創意工夫ある自発的地域活動に関すること。
- (3) 第8条に定める全市組織の活動に関すること。

(平成9年3月4日・一部改正、平成20年訓令第4号・旧第4条繰下・一部改正)

(市の役割)

第6条 市の役割は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市は、推進委員が第5条に定める活動を遂行する上で必要となる情報、資料等について、積極的に援助するものとする。
- (2) 市は、推進委員が第5条に定める活動を遂行し、これを通じて行われる防災行政上の諸問題に関する質問、提案に対して、速やかに、回答を行うものとする。

(平成20年訓令第4号・旧第5条繰下・一部改正)

(推進委員の認定の取消し)

第7条 推進委員の認定は、次に掲げる事情が発生した場合は、取り消すものとする。

- (1) 推進委員が市外に転出した場合
- (2) 第3条第3号に定める者がその立場を離れた場合。ただし、当人が防災学校を修了する見込みのあるときは、この限りでない。
- (3) その他本人の申出によるやむを得ない理由のある場合

(平成20年訓令第4号・旧第6条繰下・一部改正)

(全市組織の設置)

第8条 推進委員は、相互の意見、情報、経験等の交流又は市民防災の全市的拡がりと発展を目的として、自主的な組織(以下「全市組織」という。)をつくることができる。

2 市は、全市組織の活動に対して、必要と認める援助を行う。

(平成9年3月4日・一部改正、平成20年訓令第4号・旧第7条繰下)

(研修)

第9条 推進委員は、常に防災に対する知識の修得と防災への理解を深め、市民の範となるよう努めるものとする。

2 前項の研修に対して市は、積極的に援助するものとする。

(平成20年訓令第4号・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

(平成20年訓令第4号・旧第9条繰下)

付 則

この規程は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則(平成9年3月4日)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第4号)

この訓令は、公表の日から施行する。

災害時の連絡先	
清須市役所(災害対策本部)	(052) 400-2911
愛知県庁	(052) 961-2111
西枇杷島警察署	(052) 501-0110
西春日井広域事務組合消防本部 西消防署	(052) 409-2119
師勝保健所	(0568) 23-5811
国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所	(052) 914-6711
愛知県尾張建設事務所	(052) 961-7211
中部電力 中村営業所	(052) 471-9121
東邦ガス 美和サービス・センター	(052) 442-5732
名古屋市上下水道局 西営業所	(052) 531-5336
名古屋市上下水道局 北配水事務所	(052) 411-2511
NTT西日本	局番なし113
災害用伝言ダイヤル	局番なし171

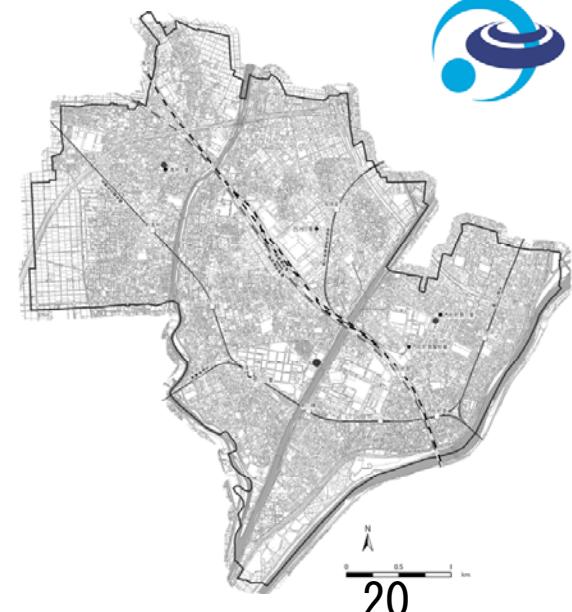
交通機関・道路状況・気象情報 問い合わせ先		
JR東海	(050) 3772-3910	6時~24時(年中無休)
名古屋鉄道・バス	(052) 582-5151	(平日) 8時~19時 / (土日祝) 8時~18時
名古屋市営地下鉄・市バス	(052) 522-0111	8時~19時
近畿日本鉄道	(052) 561-1604	9時~19時(年中無休)
東海交通事業 城北線	(052) 504-3002	5時10分~23時10分
日本道路交通情報センター	(052) 954-8888	24時間対応
中日本高速道路	0570-090333 PHS・IP電話からは (052) 223-0333	24時間対応
名古屋高速道路	(052) 919-3200	9時~19時 (年末年始を除く)
気象情報	局番なし177	24時間対応

発行： 愛知県清須市
企画・編集： 愛知県清須市防災行政課、(株)IDA社会技術研究所
監修： 群馬大学大学院工学研究科 社会環境デザイン工学専攻 片田研究室
デザイン： 及川康



清須市洪水ハザードブック

平成20年8月



清須市 洪水 ハザードブック

もくじ

contents

- 1 災害は忘れぬうちにやってくる
- 1 3種類のマップ(地図)が載っています
- 2 気づきマップ**
- 4 洪水のしくみを学ぶ
 - 4 内水氾濫
 - 4 外水氾濫
 - 4 そばくな疑惑：排水ポンプがあるので安心？
 - 5 庄内川・新川・五条川の関係
 - 5 そばくな疑惑：堤防を高くすれば安心？
- 6 浸水想定区域図**
- 6 庄内川が決壊したら
- 8 新川が決壊したら
- 10 五条川が決壊したら
- 12 あなたの避難を助ける情報**
- 12 気象の情報
- 13 水位の情報
- 13 避難の情報
- 13 そばくな疑惑：情報は必ず伝わってくるの？
- 15 情報の伝わり方
- 15 災害情報を調べる
- 16 洪水時の避難の心得**
- 17 逃げどきマップとは**
- 18 非常持ち出し品のチェックをしましょう**
- 18 そばくな疑惑：高層マンションに住んでいるので、避難しないつもりです。なので、備えは特に必要ない？
- 19 いざというとき頼りになるのは地域のちから**
- 19 そばくな疑惑：家族に身体が不自由な人がいて、すぐに避難ができません。
- 20 そばくな疑惑：浸水を避けるために、自家用車を堤防の上に置いてもいいですか？
- 20 そばくな疑惑：川のようすが気になります。
- 20 そばくな疑惑：市外に避難したいと思っています。
- 20 そばくな疑惑：別の避難所にいる家族に私の無事を伝えたい。
- 21 逃げどきマップ**
- 庄内川が決壊したら
- 新川が決壊したら
- 五条川が決壊したら

災害は忘れぬうちに やってくる

私たちは、庄内川・新川・五条川の3つの河川とともに暮らしています。私たちの住むこの地域は、平成12年9月11日から12日にかけて、東海豪雨による大きな被害をうけました。これは、記録的な集中豪雨によるものでした。

東海豪雨で学んだことは、「自分だけは大丈夫」という油断からくる暮らしの備えの弱さとともに、「人と人とのつながり」の尊さでした。

普段は平穡な河川も、時として私たちに容赦なく襲いかかるのです。それはいつかはわかりません。ただ、災害は忘れぬうちに必ずやってきます。



3種類のマップ(地図) が載っています

このたびお配りした清須市洪水ハザードブックは、市民の皆さんのが普段から洪水に対する心構えを養い、洪水時に避難する際、適切な避難行動がとれるよう、3種類のマップを載せています。

気づきマップ

豪雨時に庄内川、新川、五条川が決壊したとき、地域で生じやすい浸水被害の特徴を示した地図です。

浸水想定区域図

豪雨時に庄内川、新川、五条川が決壊したとき、地域でどれくらい浸水するおそれがあるのかを国や県が計算した結果を示した地図です。

逃げどきマップ

豪雨時にあなたの自宅の場所では、どのような行動をとればよいのかを考えるときの参考になる地図です。

そのほかにも、いざというときに役立つ種々の情報や知識も掲載しております。皆さんがこの洪水ハザードブックを参考にして、ご自身で避難するときのイメージを養い、もしものときに備えてください。

しかし、これらのマップに示される浸水状況は、あくまで想定された計算上での一つのシナリオにすぎません。実際の洪水はこのとおりに発生するとは限りませんので、十分注意してください。

清須市洪水ハザードブック 気づきマップ

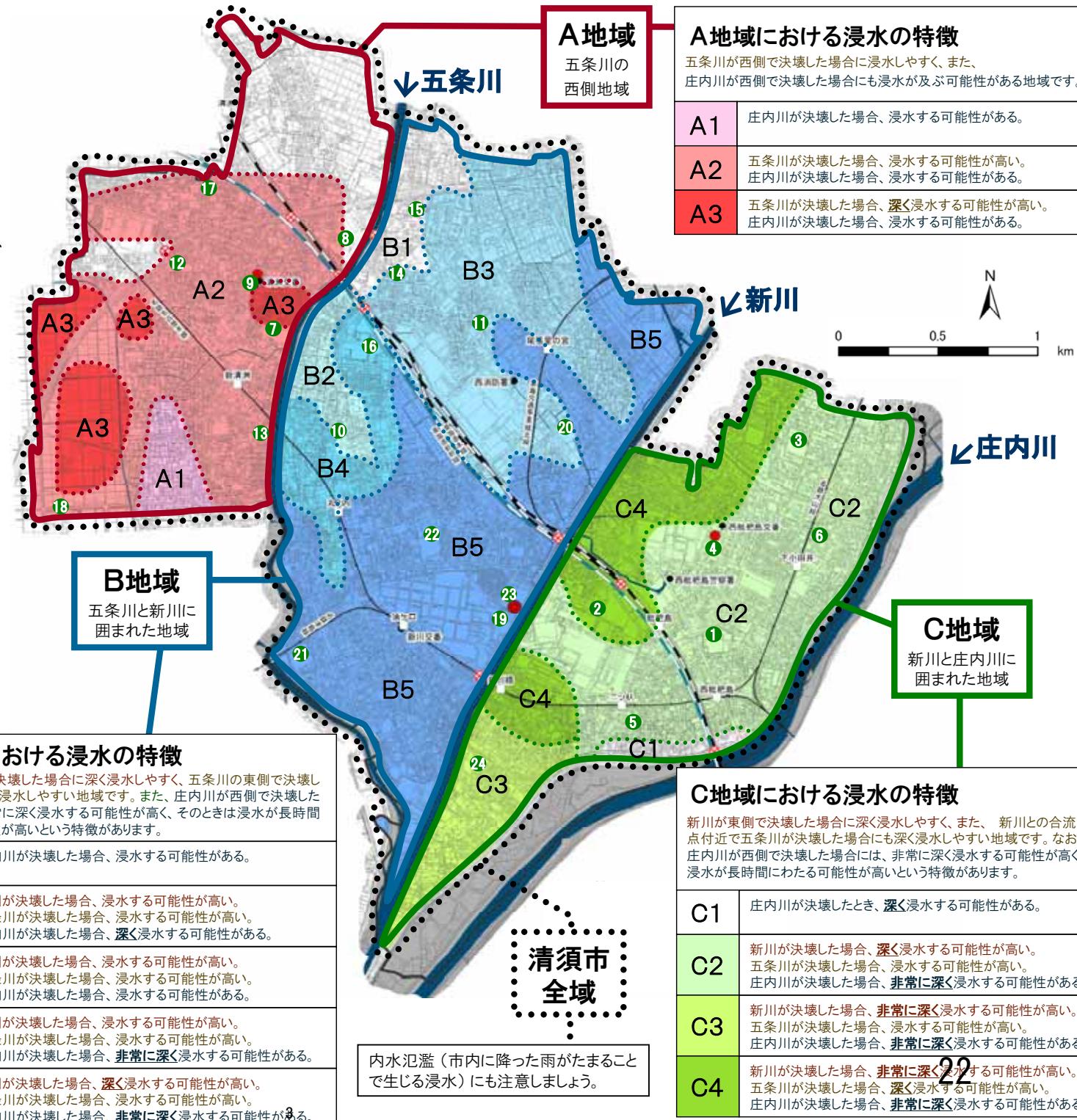
このマップは、国土交通省庄内川河川事務所および愛知県による庄内川、新川、五条川が決壊した場合の計算結果に基づいて、清須市にはどのような浸水被害が生じ得るのか、その特徴を統括的に示したものです。

実際の豪雨時には、河川が決壊するかどうか、決壊するならどの河川か、全ての河川が決壊するのか、いつ決壊するのか、などなど数え切れないほど多くのシナリオが考えられます。つまり、わたしたちが備える将来の洪水灾害は、複雑で不確実なものです。

「必ずこうなる」とは断言できません。しかし、わたしたちは備えなければいけません。そのためには、あなたの住む地域やご自宅付近などには、どのような洪水の危険があり得るのか、その傾向と特徴にまずは気づいておく必要があります。まずは、この「気づきマップ」で確認してみましょう。

- 市役所・庁舎
- : 指定避難所
- × : アンダーパス(洪水時の危険箇所)

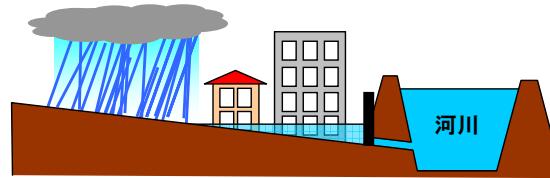
No.	指定避難所	階数	電話番号 (052)
①	西枇杷島小学校	3	502-1406
②	西枇杷島中学校	3	501-1405
③	古城小学校	3	502-7171
④	西枇杷島会館	2	501-6351
⑤	西枇杷島福祉センター	2	502-7530
⑥	にしひ創造センター	4	504-6361
⑦	清洲小学校	4	400-3651
⑧	清洲総合福祉センター	2	401-0031
⑨	清洲庁舎保健センター	2	400-2721
⑩	本町保育園	2	400-3064
⑪	西田中公民館	2	409-4253
⑫	廻間公民館	2	409-0426
⑬	新清洲保育園	2	409-1470
⑭	清洲市民センター	3	409-6471
⑮	朝日公民館	2	409-2914
⑯	アルコ清洲	4	409-8181
⑰	清洲コミュニティセンター	2	409-4050
⑱	県立五条高校体育館	1	442-1515
⑲	新川小学校	2	400-2771
⑳	星の宮小学校	2	409-0016
㉑	桃栄小学校	2	409-8861
㉒	新川中学校	2	400-0531
㉓	新川体育会館	3	409-1535
㉔	新川ふれあい防災センター	2	—



洪水

のしくみを学ぶ

内水氾濫



市内に降った雨は、ふだんは下水や側溝などを通じて河川に放出されます。

しかし、大雨によって河川水位のほうが高くなると、河川の水が下水や側溝を通じて市内へ逆流してしまいます。このようなことの無いように、下水や側溝の門を閉めることができます。

するとこんどは、市内に降った雨の行き場がなくなり、市内に雨がたまりだします。このような氾濫のことを「内水氾濫」といいます。

外水氾濫



大雨によって河川水位が高くなると、堤防を超えて水があふれたり(溢水)、堤防が壊れたり(決壊、破堤)することがあります。このような氾濫のことを「外水氾濫」といいます。

浸水の広がり方が非常に早いので注意が必要です。また、水の勢いが非常に強いので、水の中を歩くことが危険なばかりか、建物が流出したり破れたりする危険性が高まります。

そぼくな疑問

排水ポンプがあるので安心？

市内にたまつた水は、ポンプによって河川へ排水されます。しかし、その河川自体の水位がすでに非常に高い状態だと、こんどは逆に、ポンプによる排水が外水氾濫の危険を高める原因となってしまいます。

このような悪循環を避けるために、河川水位が下表のような基準になった場合には、やむを得ず排水ポンプを停止することにしています(これを“排水調整”といいます)。しかし、内水氾濫は広がることになります。

このルールは、平成13年6月に新川及び五条川流域19市町の間で決められました。

	新川 水場川観測所	五条川 春日観測所
ポンプ運転 停止基準	5. 2m まで 水位が上昇したら停止	5. 4m まで 水位が上昇したら停止
ポンプ運転 再開基準	5. 0m まで 水位が下がったら再開	5. 2m まで 水位が下がったら再開



洪水のしくみを学ぶ

庄内川・新川・五条川の関係

河川の流域に大雨が降って、水位が上昇し続けると、外水氾濫の危険性が高まります。清須市を流れる庄内川・新川・五条川には、どのような危険性があるのか知っておきましょう。



庄内川の北堤を長さ約73メートルにわたって半分の高さに切り下げて、大水の時には庄内川の水をこの堰から分流し、新川を通じて伊勢湾に流れるようにしたもの。
(庄内川河川事務所HPより)

そぼくな疑問

堤防を高くすれば安心？

堤防には「これくらいの洪水まで耐えられる」といった上限があるので、それを超える洪水が起きたら、堤防は耐えることが出来ません。つまり、堤防をさらに高くして上限を高くすれば、さらに大きな洪水にも耐えることが出来るようになりますが、依然としてその上限を超えてしまう洪水には耐えることは出来ないのです。

例えばもし仮に、東海豪雨災害規模の洪水を完全に防げるダムや堤防などの治水施設を整備したとしても、将来的にそれを超える豪雨が降ってしまえば、耐えられるという保証は無いと言わざるを得ません。

次ページ
からは→

浸水想定区域図

庄内川が決壊したら
新川が決壊したら
五条川が決壊したら

清須市では
何メートルぐらい
浸水する危険
があるでしょうか
23

浸水想定区域図

庄内川

が決壊したら

国土交通省庄内川河川事務所による計算結果

この図は、庄内川に200年に1回程度発生する確率の大雨によって浸水が予想される範囲やその深さを表したものです。

この図で色がついていない場所は、計算上では浸水しない場所です。しかし、雨の降り方によっては、この図に浸水が示されていない場所でも浸水する可能性がありますので注意してください。

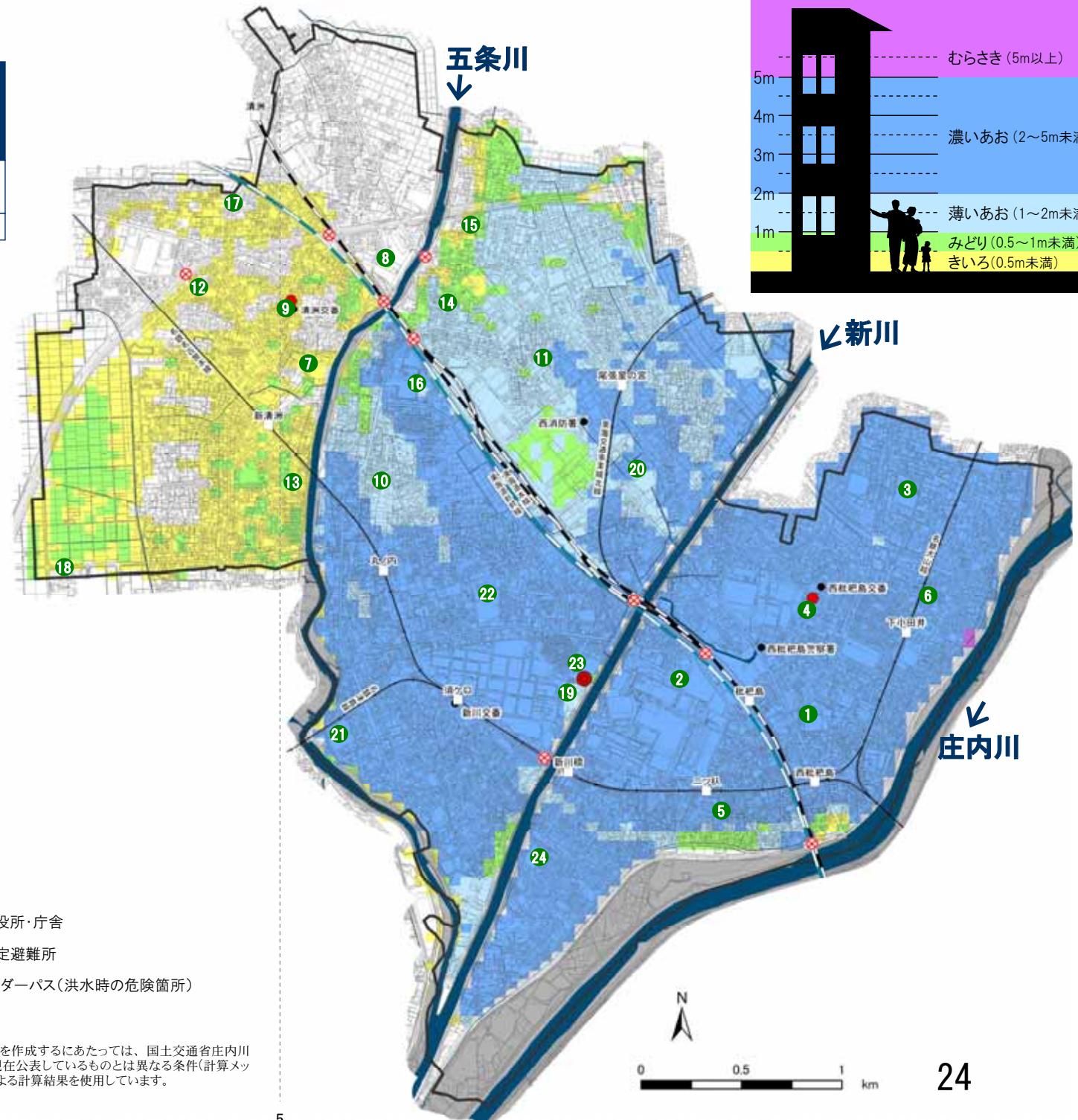
No.	指定避難所	階数	電話番号(052)
①	西枇杷島小学校	3	502-1406
②	西枇杷島中学校	3	501-1405
③	古城小学校	3	502-7171
④	西枇杷島会館	2	501-6351
⑤	西枇杷島福祉センター	2	502-7530
⑥	にしひ創造センター	4	504-6361
⑦	清洲小学校	4	400-3651
⑧	清洲総合福祉センター	2	401-0031
⑨	清洲庁舎保健センター	2	400-2721
⑩	本町保育園	2	400-3064
⑪	西田中公民館	2	409-4253
⑫	廻間公民館	2	409-0426
⑬	新清洲保育園	2	409-1470
⑭	清洲市民センター	3	409-6471
⑮	朝日公民館	2	409-2914
⑯	アルコ清洲	4	409-8181
⑰	清洲コミュニティセンター	2	409-4050
⑱	県立五条高校体育館	1	442-1515
⑲	新川小学校	2	400-2771
⑳	星の宮小学校	2	409-0016
㉑	桃栄小学校	2	409-8861
㉒	新川中学校	2	400-0531
㉓	新川体育会館	3	409-1535
㉔	新川ふれあい防災センター	2	—

● 市役所・庁舎

● 指定避難所

✖ アンダーパス(洪水時の危険箇所)

備考：この地図を作成するにあたっては、国土交通省庄内川河川事務所が現在公表しているものとは異なる条件(計算メッシュサイズ等)による計算結果を使用しています。



清須市洪水ハザードブック

浸水想定区域図

新川

が決壊したら

愛知県による計算結果

この図は、新川に100年に1回程度発生する確率の大雨によって浸水が予想される範囲やその深さを表したものです。

この図で色がついていない場所は、計算上では浸水しない場所です。しかし、雨の降り方によっては、この図に浸水が示されていない場所でも浸水する可能性がありますので注意してください。

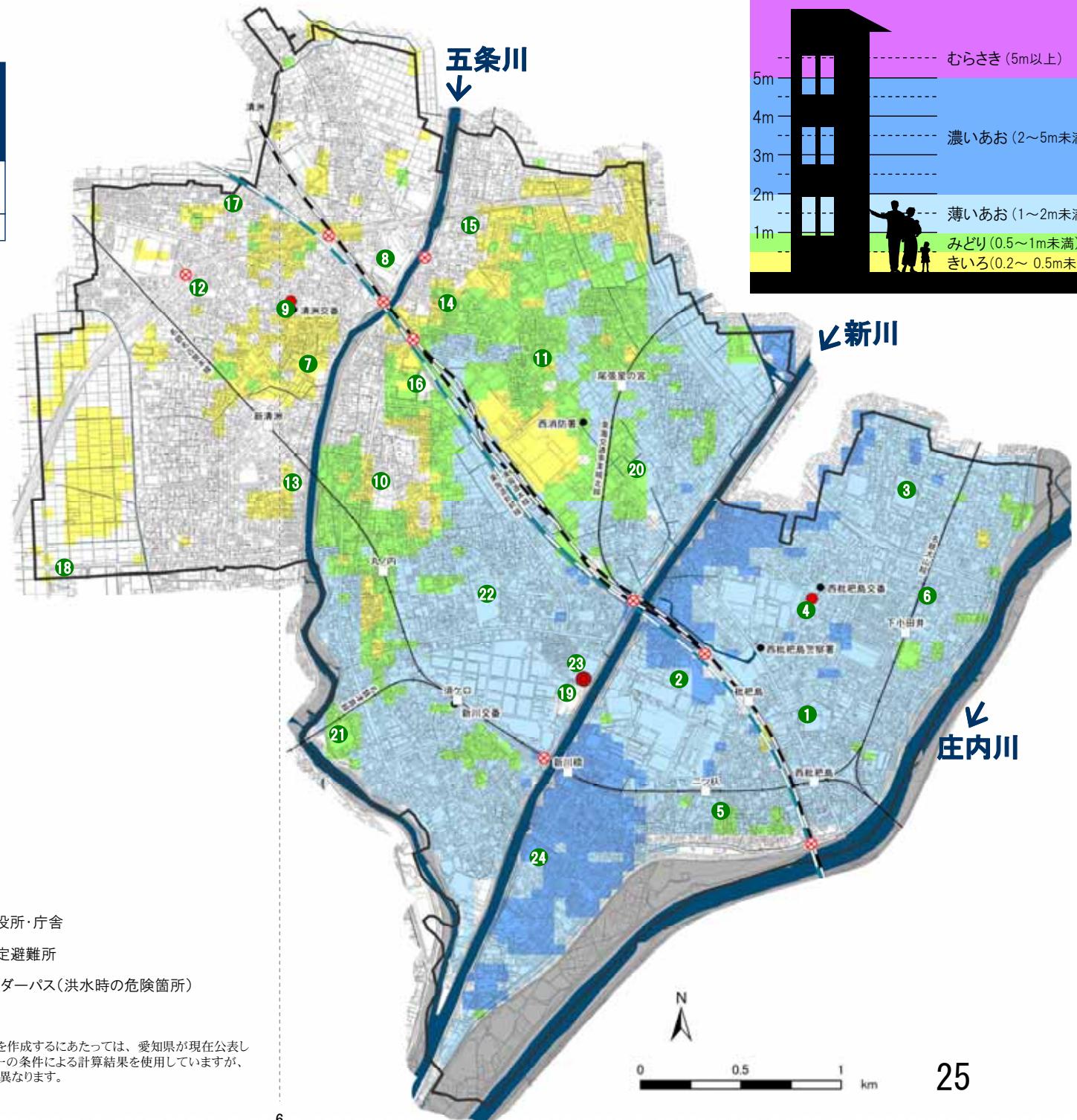
No.	指定避難所	階数	電話番号(052)
①	西枇杷島小学校	3	502-1406
②	西枇杷島中学校	3	501-1405
③	古城小学校	3	502-7171
④	西枇杷島会館	2	501-6351
⑤	西枇杷島福祉センター	2	502-7530
⑥	にしひ創造センター	4	504-6361
⑦	清洲小学校	4	400-3651
⑧	清洲総合福祉センター	2	401-0031
⑨	清洲庁舎保健センター	2	400-2721
⑩	本町保育園	2	400-3064
⑪	西田中公民館	2	409-4253
⑫	廻間公民館	2	409-0426
⑬	新清洲保育園	2	409-1470
⑭	清洲市民センター	3	409-6471
⑮	朝日公民館	2	409-2914
⑯	アルコ清洲	4	409-8181
⑰	清洲コミュニティセンター	2	409-4050
⑱	県立五条高校体育館	1	442-1515
⑲	新川小学校	2	400-2771
⑳	星の宮小学校	2	409-0016
㉑	桃栄小学校	2	409-8861
㉒	新川中学校	2	400-0531
㉓	新川体育会館	3	409-1535
㉔	新川ふれあい防災センター	2	—

● 市役所・庁舎

● 指定避難所

✖ アンダーパス(洪水時の危険箇所)

備考: この地図を作成するにあたっては、愛知県が現在公表しているものと同一の条件による計算結果を使用していますが、表示方法は一部異なります。



むらさき(5m以上)

濃いあお(2~5m未満)

薄いあお(1~2m未満)

みどり(0.5~1m未満)

きいろ(0.2~0.5m未満)

浸水想定区域図

五条川

が決壊したら

愛知県による計算結果

この図は、五条川に50～100年に1回程度発生する確率の大河によって浸水が予想される範囲やその深さを表したもので

この図で色がついていない場所は、計算上では浸水しない場所です。しかし、雨の降り方によっては、この図に浸水が示されていない場所でも浸水する可能性がありますので注意してください。

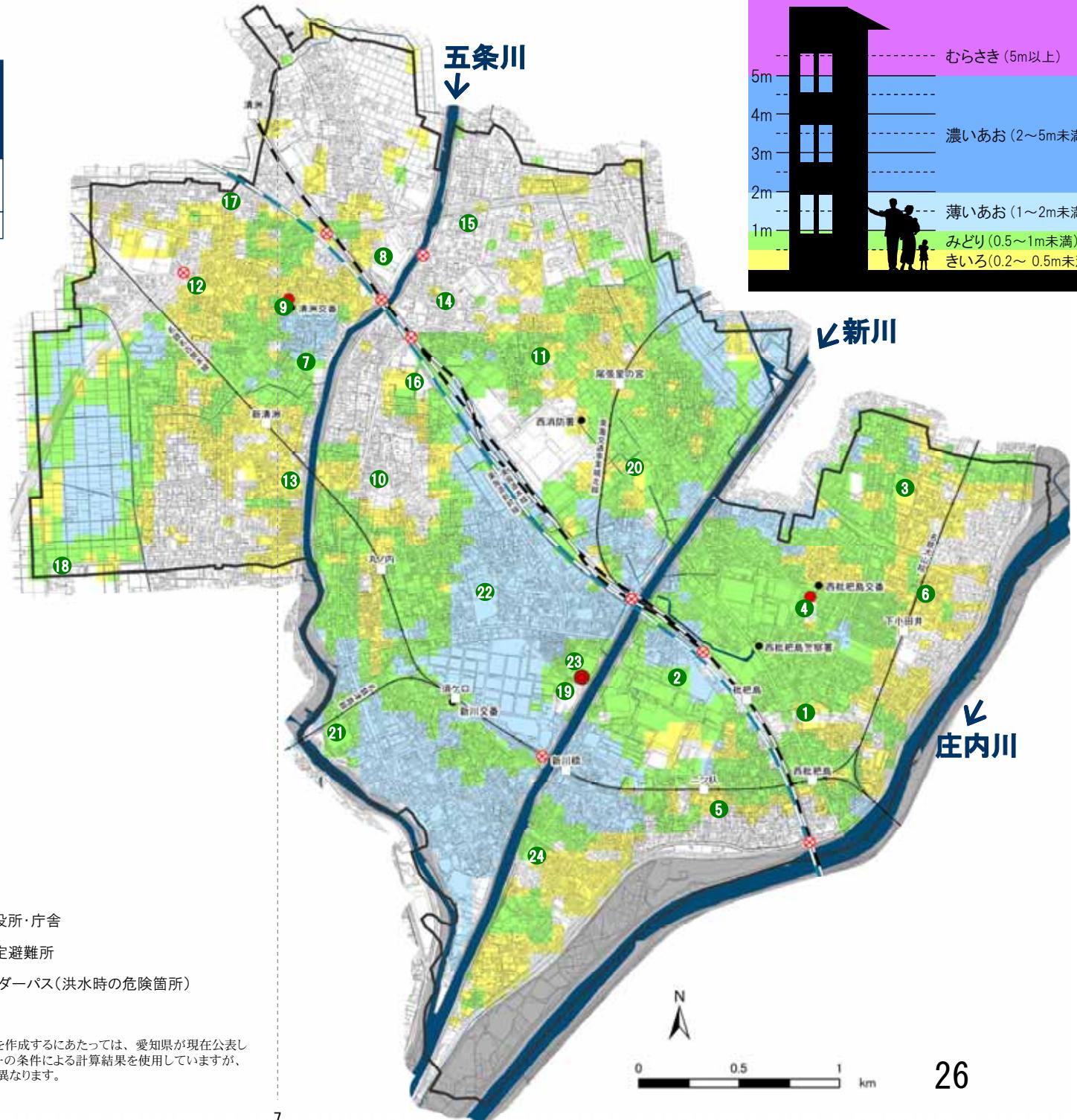
No.	指定避難所	階数	電話番号 (052)
①	西枇杷島小学校	3	502-1406
②	西枇杷島中学校	3	501-1405
③	古城小学校	3	502-7171
④	西枇杷島会館	2	501-6351
⑤	西枇杷島福祉センター	2	502-7530
⑥	にしごと創造センター	4	504-6361
⑦	清洲小学校	4	400-3651
⑧	清洲総合福祉センター	2	401-0031
⑨	清洲庁舎保健センター	2	400-2721
⑩	本町保育園	2	400-3064
⑪	西田中公民館	2	409-4253
⑫	廻間公民館	2	409-0426
⑬	新清洲保育園	2	409-1470
⑭	清洲市民センター	3	409-6471
⑮	朝日公民館	2	409-2914
⑯	アルコ清洲	4	409-8181
⑰	清洲コミュニティセンター	2	409-4050
⑱	県立五条高校体育館	1	442-1515
⑲	新川小学校	2	400-2771
⑳	星の宮小学校	2	409-0016
㉑	桃栄小学校	2	409-8861
㉒	新川中学校	2	400-0531
㉓	新川体育会館	3	409-1535
㉔	新川ふれあい防災センター	2	—

● 市役所・庁舎

● 指定避難所

✖ アンダーパス(洪水時の危険箇所)

備考: この地図を作成するにあたっては、愛知県が現在公表しているものと同一の条件による計算結果を使用していますが、表示方法は一部異なります。



気象の情報

大雨注意報・大雨警報

大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられます。雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表が継続されます。より重大な災害が起こるおそれのあるときには警報が発表されます。

平成20年5月28日より
大雨及び洪水の警報・注意報の
基準が変更されました。

確度
向上

洪水注意報・洪水警報

大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。対象となる災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられます。より重大な災害が起こるおそれのあるときには警報が発表されます。

いままでの雨の量だけでなく、新しい基準である指標(土壤雨量指数、流域雨量指数)を導入して、災害の発生をより高い確度でとらえられるように改善されました。

※ 詳しくは、気象庁や名古屋地方気象台のホームページなどをご覧ください。

強い雨・強い風に注意

やや強い雨 地面一面に水たまりができる。	1時間雨量 10~20mm	やや強い風 風に向かって歩きにくくなる。	平均風速(毎秒) 10~15m
強い雨 傘をさしても濡れる。 側溝や下水、小さな川があふれる。	1時間雨量 20~30mm	強い風 歩くことができない。 高速道路での運転が困難。	平均風速(毎秒) 15~20m
激しい雨 道路が川のようになる。 バケツをひっくり返したような雨。	1時間雨量 30~50mm	非常に強い風 (暴風) しっかりと身体を確保しないと転倒する。 車の運転は危険。	平均風速(毎秒) 20~25m
非常に激しい雨 傘はまったく役に立たない。 車の運転は危険。地下に雨水が流れ込む。	1時間雨量 50~80mm	非常に強い風 (暴風) 立っていられない。屋外の行動は危険。 木が倒れたり、ブロック塀が壊れる。	平均風速(毎秒) 25~30m
猛烈な雨 大規模な災害が起こる。 可能性が高い。	1時間雨量 80mm以上	猛烈な風 屋根が飛ばされたり、 木造住宅の全壊が起こり始める。	平均風速(毎秒) 30m以上

水位の情報

庄内川・新川・五条川には、それぞれ以下のような呼び方の水位が定められています。このうち、庄内川と新川については、水位に応じて以下のような4種類の「指定河川洪水予報」が、河川管理者と気象台の共同で発表されます。

はん濫発生情報

はん濫が発生したときに発せられる情報。

【水位の名称】
計画高水位

河道を設計するときの基本となる水位。

はん濫危険水位

被害を及ぼすようなはん濫が、今後起こる可能性が高いと判断される目安になる。

避難判断水位

住民の避難判断の参考になる情報。
避難勧告などの発令の目安となる水位。

はん濫注意水位

住民のはん濫に対する注意を喚起する。
水防団が出動する目安となる水位。

水防団待機水位

水防団(消防団)がいつでも出動できるよう準備・待機する水位。

通常の水位

避難の情報

河川水位や気象状況などから判断して市が発表します。

避難準備情報

今後避難が必要になる可能性があると判断した場合に、皆さんが余裕を持って避難の準備が出来るように発します。非常持ち出し品の準備をしましょう。災害時に支援が必要な方は、早めの対応を心がけてください。

避難勧告

はん濫により浸水の恐れがあるため、避難場所へ避難することを勧めるために発します。避難場所と安全な避難経路を確認し、避難を開始してください。

そぼくな疑問

情報は必ず伝わってくるの？

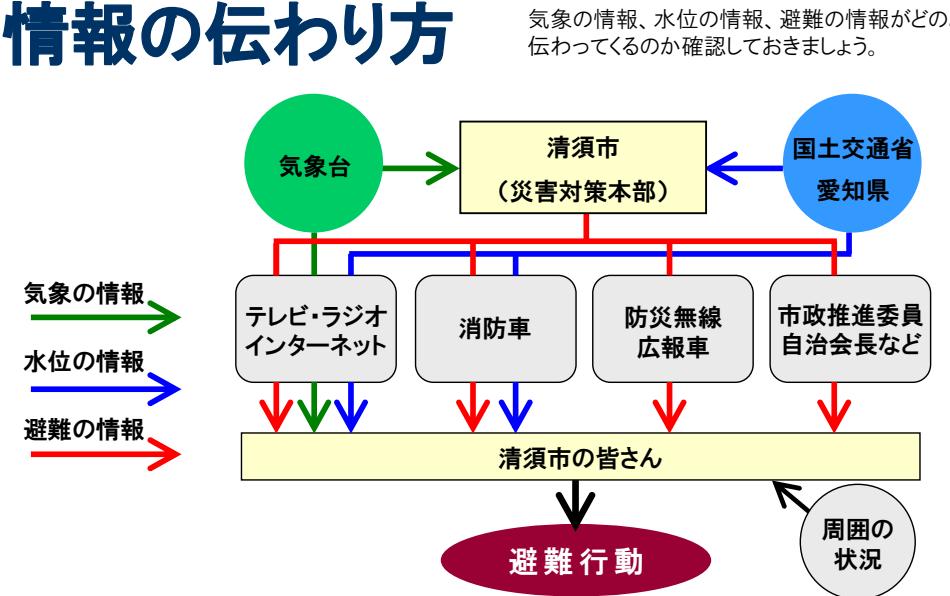
暴風雨の中で雨戸を閉め切って寝ていたので、屋外スピーカーの音に気がつかなかったら…、テレビ・ラジオをつけていなかったら…、停電だったら…、浸水で広報車が行けなかつたら…など

このような状況では、情報があなたの手元に届きにくくなってしまいます。

洪水災害の危険が高まった際には、様々な場所で様々な情報が発信されています。しかし、これらの災害情報が伝わって来るのをただ待つだけでは、重要な情報を逃してしまうおそれがあります。豪雨時には自ら情報に注意するよう心かけましょう。



情報の伝わり方



災害情報を調べる

インターネット、iモードなどで調べる

気象庁ホームページ http://www.jma.go.jp/	気象の注意報・警報のほか、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報をすることができます。
国土交通省 庄内川河川事務所 http://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/	庄内川の水位や流域の雨量の情報のほか、川のライブカメラ映像を見ることができます。
国土交通省 川の防災情報 http://www.river.go.jp/	庄内川・新川・五条川の水位や流域の雨量の情報をすることができます。
国土交通省 川の防災情報(iモード) http://i.river.go.jp/	携帯電話から、庄内川・新川・五条川の水位や流域の雨量の情報をすることができます。
あんしん・防災ねっと http://www.anshin-bousai.net/	避難場所の確認や安否情報を検索・登録できます。災害時には、緊急情報を表示します。

ラジオで聞く・調べる

AM	NHK第1(729kHz)	CBCラジオ(1053kHz)	東海ラジオ(1332kHz)
FM	NHK-FM(82.5MHz)	FM AICHI(80.7MHz)	ZIP-FM(77.8MHz)

28

15

洪水時の避難の心得

1. 早めの避難を心がける

身の危険を感じたら、情報が届くのを待たずに自主的に避難を開始します。一刻を争う状態、避難のタイミングを逃してはいけません。

2. 避難場所の確認を

ガスや電気などの火種を消し、避難します。万が一の場合、家族が離れ離れになったことを想定し、集合場所を確認しておきましょう。

3. 避難の方法

車での移動は、緊急自動車の通行を妨げるとともに、交通渋滞を巻き起こします。車での避難は避け、早めに避難を開始します。

4. 避難時に気をつけること

- 長靴や裸足は危険。運動靴をはく。
- はぐれないようロープでつながって行動する。
- 深い浸水のなかを歩かない。
- 長い棒を杖代わりにし、水の中の障害物に注意する。
- お年寄りや身体の不自由な人などは背負って避難する。
- 幼児は浮き袋やベビーパンなどの利用が便利。
- 避難所で大声を出したり騒いだり、他人が不快に感じるような言動は控える。

5. 地域で協力を

高齢者、身体の不自由な人など、避難に時間要する人については、避難準備情報などを参考にして早めに避難させるようにしましょう。普段から地域で情報を交換し、いざというときには協力し合い、災害による犠牲を防ぎましょう。

卷末の 逃げどきマップを見て

どのような行動をどのタイミングで行ったらよいのかをご自分で考えてみてください。
そして、ご家庭やご近所で、地域のことを話し合ってみましょう。

計
3
枚

庄内川が決壊したら
新川が決壊したら
五条川が決壊したら

卷末に折り込み収録

「木造用」と「鉄骨・鉄筋コンクリート造用」
を両面印刷しています。

清須市洪水ハザードブック 逃げどきマップとは



清須市洪水ハザードブック 逃げどきマップ

国土交通省庄内川河川事務所および愛知県の計算による清須市内の各箇所における浸水の深さ・流速・浸水継続時間の結果をもとに、清須市内の各箇所において、どのような備えや行動を、どのようなタイミングで行っておくべきなのかを示しています。

逃げどきマップの見かた

1	清須市洪水ハザードブックには、「庄内川が決壊したら」「新川が決壊したら」「五条川が決壊したら」の3種類の逃げどきマップを収録しています。検討したい河川のマップをご覧ください。
2	建物は「木造」ですか？ それとも「鉄骨・鉄筋コンクリート造」ですか？ それぞれ該当する面をご覧ください。
3	注意事項をご覧いただいたのちに、「スタート」から矢印に沿って進んでください。 (1) 建物は何階建てですか？ (2) 建物は地図の中の何色の場所にありますか？
4	あなたのご家庭での“いざ”というときの行動指針にたどりつけます。 浸水前・浸水後にどのような行動をとるべきかを検討するときの参考にしてください。 29

非常持ち出し品 のチェックをしましょう

避難所の備蓄品には限りがあり、高齢者や身障者や乳幼児などへ優先的に配付されますので、自らが十分な準備をすると安心です。非常持ち出し袋には、両手の空くりュックサックが便利です。重すぎないかどうか、いちど背負ってみましょう。

非常持ち出し袋(リュックサックなど)に入れておくもの

<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> 予備の電池	<input type="checkbox"/> ロープ	<input type="checkbox"/> ろうそく
<input type="checkbox"/> マッチ・ライター	<input type="checkbox"/> ティッシュ	<input type="checkbox"/> ピニール袋	<input type="checkbox"/> 洗面用具	<input type="checkbox"/> タオル
<input type="checkbox"/> 非常食	<input type="checkbox"/> 飲料水	<input type="checkbox"/> 缶きり・せんぬき	<input type="checkbox"/> 下着類・衣類	<input type="checkbox"/> 医療品
<input type="checkbox"/> 3日分の食料と飲料水	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

家族構成によって必要なもの

<input type="checkbox"/> 粉ミルク・ほ乳瓶	<input type="checkbox"/> 紙おむつ	□ 高齢者や身障者のための準備品(常備薬や介護用品)		
<input type="checkbox"/> 生理用品	<input type="checkbox"/> ペットフード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

避難時の必需品

<input type="checkbox"/> 清須市洪水ハザードブック	<input type="checkbox"/> 貴重品(現金・保険証など)	<input type="checkbox"/> 雨具(カッパ)
<input type="checkbox"/> 足もとの安全を確認する棒	<input type="checkbox"/> 手袋	<input type="checkbox"/>

あと便利なもの

<input type="checkbox"/> 毛布・寝袋	<input type="checkbox"/> カセットコンロ	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ	<input type="checkbox"/> 割りばし	<input type="checkbox"/> 床に敷くシート
<input type="checkbox"/> ピニール袋	<input type="checkbox"/> キャンピング用品	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

そぼくな疑問

高層マンションに住んでいるので、避難しないつもりです。なので、備えは特に必要ない?

ご自宅の住居スペースが浸水しなくとも、電気・ガス・水道などのライフラインが停止したり、トイレやエレベーターが使用できなくなるなどの支障を考えられ、場合によって長期化することも考えられますので、十分な備えをしておくと安心です。

いざというとき 頼りになるのは 地域のちから

多くの人々は、災害対応の責任の多くが行政にあると考え、また期待もしています。

しかし、実際の災害は多くの場合、行政にとても想定外の外力で発生しています。想定外の力で私たちを襲う自然災害に対して、私たちの暮らしの全てを守りきることは不可能です。とはいえ、行政は災害への対応(=公助)を投げ出しているわけではありません。不測の事態に備え、清須市としてのできる限りの体制を整えています。

そして、市民の皆さんには、行政の対応だけでは守りきれない事態において、自分のいのちは自分たちで守る「自助」以外にはないことを、あらためてご理解いただきたいのです。

加えて、自らの対応が十分に行えない災害対応困難者には、地域コミュニティ(=共助)をもって対応していただくことも重要です。

あなたの助けを
必要としている人
がいます



そぼくな疑問

家族に身体が不自由な人がいて、
すぐに避難ができません。

ご近所の方などもいつしょに、洪水時の対応について相談しておくことが大切です。市から避難準備情報が出されたら、早めの避難をするように心掛けましょう。

もし、何も起らなかったとしても、「何も起らなくてよかったな」と思える事が大切です。

そぼくな疑問

浸水を避けるために、 自家用車を堤防の上に置いてもいいですか？

絶対にやめましょう。堤防の崩れが発見しづらくなったり、水防活動の妨げになってしまいます。

そぼくな疑問

川のようすが気になります。

増水した川に近づくのは、大変危険です。危険箇所には絶対に近づかないようにしましょう。

そぼくな疑問

市外に避難したいと思っています。

以下のことを普段から考えて確認しておきましょう。

- ① 避難先を決めておく。
- ② 避難先までのルートを決めておく(洪水時には使用できない公共交通や道路があるかもしれません)。
- ③ 避難開始のタイミング。

そぼくな疑問

別の避難所にいる家族に私の無事を伝えたい。

災害時には、電話がつながりにくくなります。

そんな時には、災害用伝言ダイヤル【171】に電話をかけると、伝言を録音したり、再生したりできます。

災害用伝言ダイヤル【171】

伝言を残すには? (録音方法)

- ① 171に電話する。
- ② ガイダンスに沿って、1を押す。
- ③ ガイダンスに沿って、自宅の電話番号を
ダイヤルする。
- ④ ピッという音の後に録音する(30秒以内)。
- ① 171に電話する。
- ② ガイダンスに沿って、2を押す。
- ③ ガイダンスに沿って、連絡をとりたい方の
電話番号をダイヤルする。
- ④ 最新の伝言から再生されます。

そのほかに、「あんしん・防災ねっと」や携帯電話各社(ドコモ、au、ソフトバンクなど)が提供する「災害用伝言板サービス」でも安否情報の登録・検索ができます。「災害用伝言板サービス」の詳細は、携帯電話各社からの案内またはホームページをご覧ください。

清須市洪水ハザードブックについてのご意見・ご感想をお寄せください

- 各施設に設置の「声のポスト」に投函
- 清須市ホームページの「ご意見・ご提案」よりメールを送信

いずれかの方法でご意見・ご感想をお寄せください。件名は「清須市洪水ハザードブックについて」としてください。

その他、清須市洪水ハザードブックに関するお問い合わせは、清須市防災行政課へ
電話:052-400-2911/FAX:052-400-2963

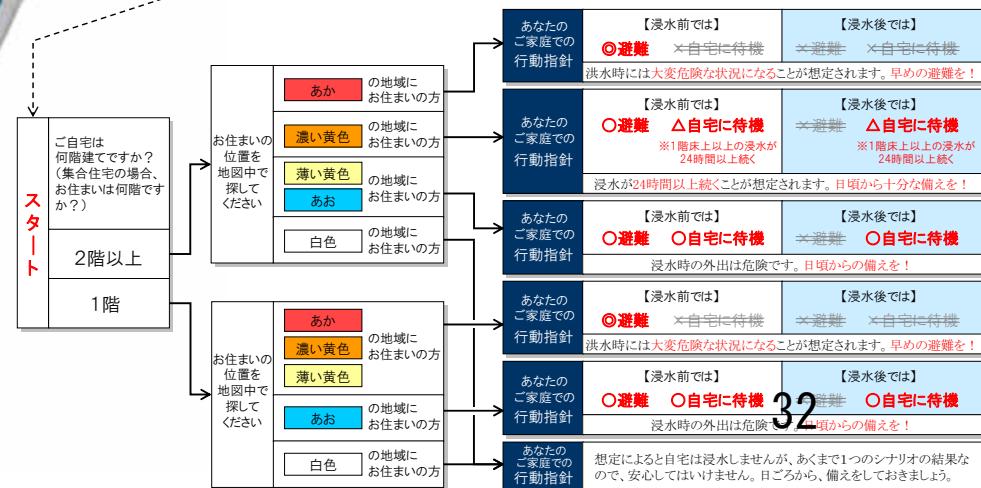
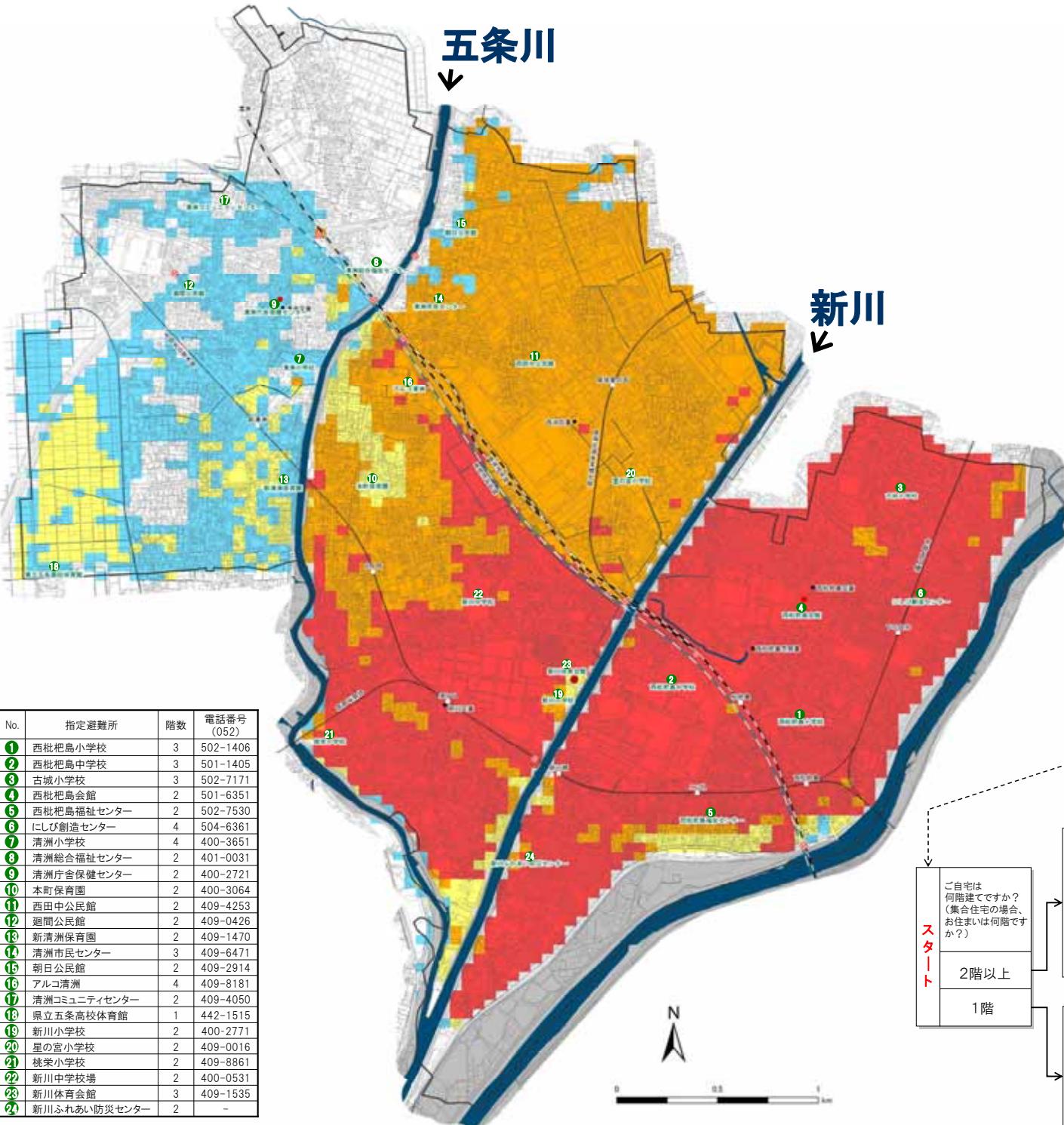
逃げどきマップ はここに入れておきましょう

庄内川が決壊したら

新川が決壊したら

五条川が決壊したら

清須市洪水ハザードブック 逃げどきマップ



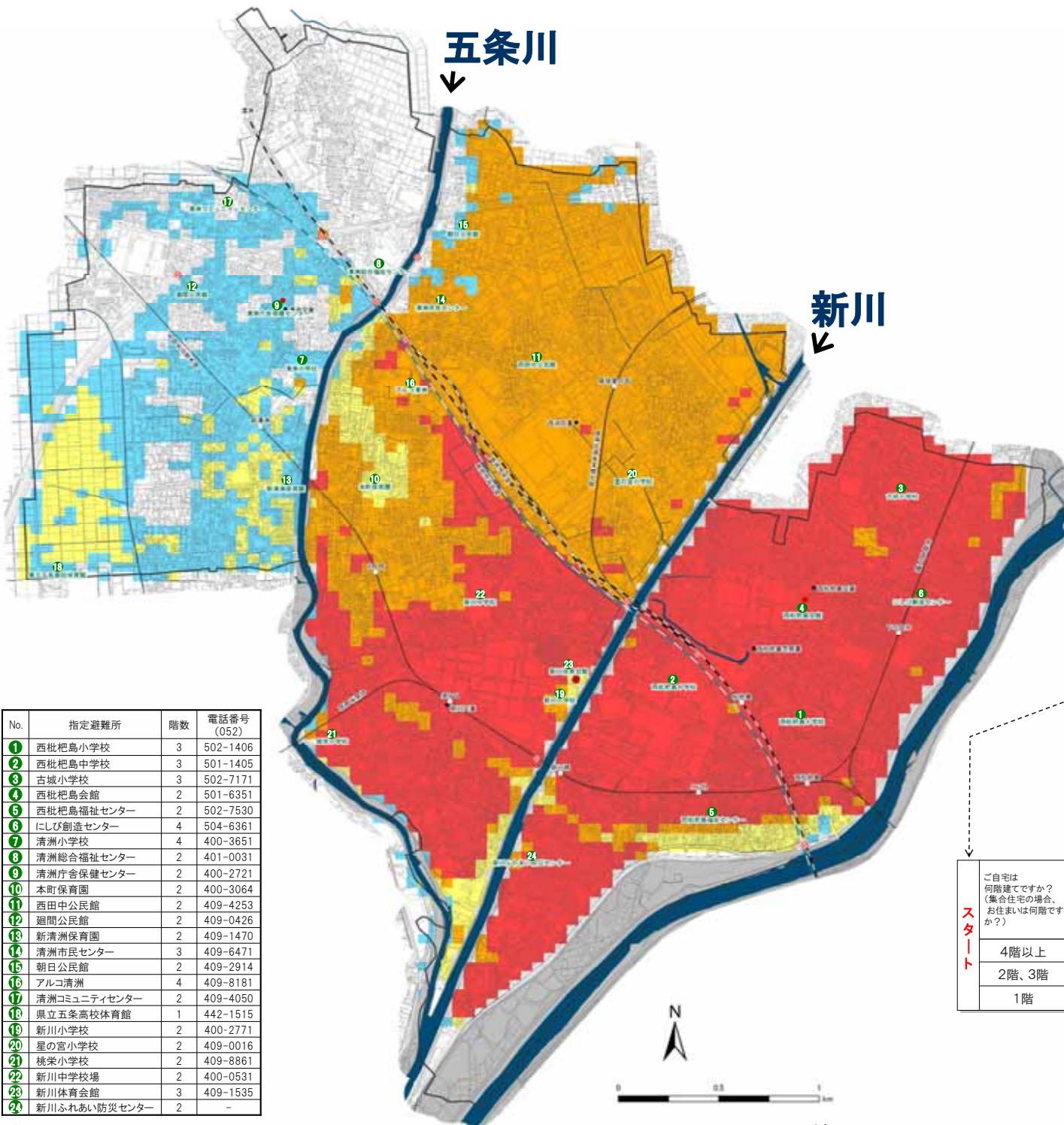
下の図の**スタート**から矢印に沿って進んでいくと、あなたの家庭での“いざ”というときの行動指針にたどりつけます。洪水時の避難タイミングを考えるときの参考にしてください。

注意：ご自身の判断で行動してください。

このマップは、国土交通省庄内川事務所の計算結果に基づき作成されています。しかしそれは、あくまで想定された計算上で一つのシナリオにすぎません。実際の洪水はそのおりに発生するとは限りませんので、気象情報・水位情報・避難情報や周辺状況などに注意をはらって、ご自身の判断で行動してください。

市役所・庁舎
指定避難所
アンダーパス(洪水時の危険箇所)
あか
自宅にいると危険が伴うような浸水（流速が速く、家屋が損壊する）（2階床上以上の浸水となる）
深い黄色
1階床上～1階軒下程度の浸水（1階床上以上の浸水が24時間以上続く）
薄い黄色
1階床上～1階軒下程度の浸水
あお
1階床下程度の浸水

清須市洪水ハザードブック 逃げどきマップ



14

庄内川 が決壊したら
鉄骨・鉄筋
コンクリート造用

が決壊したら



こちらの面は、鉄骨・鉄筋コンクリート造用です。木造は裏面をご覧ください。

下の図の「**スタート**」から矢印に沿って進んでいくと、あなたの家庭での“いざ”という時の行動指針にたどりつけます。洪水時の避難タイミングを考える参考にしてください。

注意:ご自身の判断で行動してください。

このマップは、国土交通省庄内川河川事務所の計算結果に基づき作成されています。しかしそれは、あくまで想定された計算上の一つのシナリオにすぎません。実際の洪水はそのおどりに発生するとは限りませんので、気象情報・水位情報・避難情報や周辺状況などに注意をはらって、ご自身の判断で行動してください。

● ●	市役所・庁舎
●	指定避難所
☒	アンダーパス(洪水時の危険箇所)
あか	2階床上以上の浸水 (1階床上以上の浸水が24時間以上続く)
ピンク	2階床上以上の浸水
濃い黄色	1階床上～1階軒下程度の浸水 (1階床上以上の浸水が24時間以上続く)
薄い黄色	1階床上～1階軒下程度の浸水
あお	1階床下程度の浸水

